「不正競争防止法第１６条第１項及び第３項並びに第１７条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部改正に対する意見公募」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

令和８年６月１５日

項番	該当箇所	寄せられたご意見の概要	御意見に対する考え方
1	記載なし	本改正の趣旨及び外国の国旗・国際機関標章等を保護する必要性については理解できます。 一方で、生成 AI 技術の普及により、類似デザインや意図しない生成物が容易に作成される状況となっており、利用範囲や責任範囲に関する明確な整理が必要と考えます。 特に、創作活動や一般利用者への影響も想定されるため、十分なガイドライン整備及び周知を行った上で制度運用されることを希望します。 その前提で、本改正には賛成します。	頂いたご意見は、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
2	記載なし	本省令改正案における標章等の保護規定は、表向きには国際的な信用の維持を目的とするものだが、実態は「国や権威の記章」を聖域化し、それを盾にして既存の経済活動を囲い込む手段として悪用されるリスクがある。 行政が保護を強化しようとしているのは、国民の生活や安全ではなく、国家の「権威のシンボル」である。こうした記号を過度に神聖化し、少しでも紛らわしければ即座に規制対象とするような運用は、庶民や小規模な事業者の自由な創作活動や経済活動を萎縮させ、結果として、行政の許可を得た	不正競争防止法第 16 条及び第 17 条は、外国国旗等や国際機関類似標章であって経済産業省令で定めるものを、商標として使用することを禁止するとともに、外国紋章を商品の原産地を誤認させるような方法で使用することを禁止しています。 不正競争防止法、当該経済産業省令、及び本省令改正案は、商品・サービスが外国政府の関与の元に提供されていると誤認を生じさせるような外国国旗等、国際機関類似標章の不正使用を防ぐことで、事業者間の公正な競争を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としていると考えております。

		巨大企業だけが「権威あるロゴ」を独占する状況を助長する恐れがある。行政が守るべきは記章の威厳ではなく、競争を通じた国民の経済的な豊かさである。権威を聖域化して管理コストを増やすことよりも、国民の自由な競争を担保する運用を強く求める。	